

市民の皆さま向け支援策一覧

令和2年6月9日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
1	国	給付	特別定額給付金 (R2.4月補正)	給付対象者1人につき10万円	令和2年4月27日(基準日)に住民基本台帳に記録されている方	特別給付金対策チーム 臨時専用電話：080-8603-4392、080-8603-4393
2	市	給付	富谷市ひとり親家庭等緊急支援事業 (R2.4月補正)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたひとり親家庭に対して、緊急支援金を給付するもの。 給付額：対象児童1人目に2万円(2人目以降1万円加算)	児童手当及び母子・父子家庭医療費助成の受給者(生活保護世帯でひとり親世帯も該当)で、R2.3.31時点で富谷市に住所を有し、R2.5.1時点で引き続きお住まいの方。	子育て支援課 電話：022-358-0516
3	国	給付	子育て世帯への臨時特別給付金 (R2.4月補正)	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給するもの。 給付額：対象児童1人につき1万円	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者 ※R2.3.31時点で住所を置いていた市区町村からの給付になります	富谷市特別給付金対策チーム 臨時専用電話：080-8603-4395 子育て支援課 電話：022-358-0516
4	市	納付猶予	市税の徴収猶予の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付し、又は納入することが困難である方は1年間、市税の猶予を受けることができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納付を行うことが困難な方	税務課(徴収担当) 電話：022-358-0519
5	市	減免	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方(世帯)は申請すると国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が減免になります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの要件を満たす方 1.新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方(世帯) 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件をすべて満たす方(世帯)	税務課(保険税担当) 電話：022-358-3164
6	国	減免	国民年金保険料の免除又は納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失することに伴う所得の急減により、国民年金保険料の納付が難しくなった方については、申請により国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置が受けられます。	(1)及び(2)の要件のいずれも満たす方 (1)新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 (2)収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること	健康推進課 電話：022-358-0512

市民の皆さま向け支援策一覧

令和2年6月9日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
7	市	給付	住居確保給付金	経済的に困窮し、住居を失っているまたは失う恐れがある場合に給付金（家賃）を支給。給付額は収入や世帯人数により異なる。	離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあって、常用就職の意欲がある人。	富谷市自立相談支援センター 電話：022-358-3391
8	その他	貸付	生活福祉資金貸付制度・緊急小口資金貸付（新型コロナウイルス感染症特例）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を行うもの。貸付上限額：20万円以内	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	電話：富谷市社会福祉協議会 022-358-3981
9	その他	貸付	生活福祉資金貸付制度・総合支援資金貸付（新型コロナウイルス感染症特例）	生活再健までの必要な生活費用の貸付を行うもの。貸付上限額：（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内、貸付期間：原則3ヶ月以内	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯	富谷市社会福祉協議会 電話：022-358-3981
10	市	贈呈	敬老祝い商品券事業（R2.6月補正）	高齢者に対する長寿のお祝いと地域経済の活性化を図るため、市内取扱店（割増商品券事業と同店舗）で使用できる商品券3,000円分を贈呈。	今年度75歳以上となる方で、8月1日時点で市内に住所を有する方	保健福祉総合支援センター 022-348-1138
11	市	給付	新生児特別定額給付金給付事業（R2.6月補正）	新生児1人につき、10万円を給付します。給付対象になるお子さんの保護者あてに順次申請書等を通知いたします。申請受付期間：令和2年7月1日～令和2年10月31日まで	①かつ②に該当する方 ①母親が令和2年4月27日時点で富谷市に住民登録があり、かつ申請日まで引き続き住民登録を有している方 ②令和2年4月28日から同年9月30に生まれ、かつ富谷市に住民登録されたお子さん	とみや子育て支援センター 022-343-5528
12	市	その他	とみやブルーベリーふるさと便（R2.6月補正）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、帰省を自粛し不安な日々を過ごす、県外に住んでいる学生等に「ふるさと富谷」を感じていただけるよう特産品のブルーベリーの商品（ブルーベリーゼリー（12個）又はブルーベリージュース（2本））をお送りし、応援します。	日本国内で県外に住む学生で以下の全ての条件を満たす方 ① 富谷市に住民登録をしている方又はしていた方で、県外の大学・短期大学・専修学校・高専生・大学院・予備校・高校・中学校に在学している方 ② 保護者の住民登録が富谷市内であること	農林振興課 022-358-0523

市民の皆さま向け支援策一覧

令和2年6月9日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
13	市	助成	保育所等給食費助成事業 (R2.6月補正)	対象児童1人につき6・7月分の給食費（主食費・副食費）を助成（支給）又は免除します。 ・3歳未満児童については1人4,500円/月を助成します。 支給時期は8月中の振り込みを予定しています。 ・3歳以上児童1人5,500円/月（副食費免除世帯は1人1,000円/月）の支払いを免除します。 ※多子軽減対象児童については、軽減後の給食費を助成します。	市立保育所・認可保育所入所（園）児童の保護者	子育て支援課 022-358-0516
14	市	給付	ひとり親家庭等緊急支援事業 (拡充版) ※R2.6月補正	第2弾で実施したひとり親家庭等緊急支援事業の対象範囲を新高校2・3年生までの年齢の富谷市母子父子家庭医療費助成の対象児童まで拡充し給付します。 給付額：対象児童1人目に2万円（2人目以降1万円加算）	ひとり親家庭等で下記の要件すべてを満たす方 ①富谷市母子・父子家庭医療費助成対象者、生活保護受給者 ②令和2年3月31日時点で富谷市内に住所を有する方で、令和2年7月1日時点で引き続き市内にお住まいの方	子育て支援課 022-358-0516
15	市	減免	学校給食費納付免除 (R2.6月補正)	新型コロナウイルス感染症の影響による家計への負担軽減及び経済的支援の一環として、児童生徒の保護者が負担する学校給食費に関して、子ども達への教育機会の均等と栄養・健康確保を図ることを目的に、6月分と7月分の給食費の納付免除(無償)とします。 ・6,7月分の小中学生の給食費の納付免除(無償) ・小学生 275円/食 ※33回予定 ・中学生 325円/食 ※34回予定	市立小・中学校の児童・生徒の保護者 ・小学生 対象児童数 4,121人 ・中学生 対象生徒数 2,201人	学校給食センター 022-358-0008
16	その他	貸付	緊急学業支援金貸付事業 (R2.6月補正)	新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、他の貸付制度等によっても生計を維持できないことによって学費を支払えない学生に対して当面の学業資金を貸し付けます。 緊急学業資金貸付 ・令和2年度 前期学納金 30万円限度	次の要件を満たす方 ・学生自身、もしくはその父母が市内在住 (R2.4.27現在住民登録がされている) ・県内外の4年制大学、短期大学、大学院、専門学校に在籍している ・大学等による学費の免除を受けられず、他の奨学金の貸付も直ちに受けられない ・令和2年前期学納金の納付が困難	富谷市社会福祉協議会 022-358-3981 (長寿福祉課 022-358-0513)